

労働安全衛生法の新展開

－「建設アスベスト訴訟」（神奈川1陣訴訟）最二小判令和3.5.17
判例タイムズ1487号106頁，労働判例1252号5頁，
民集75巻4号1359頁）を対象として－

柳 澤 旭

<目 次>

- I はじめに
- II 事実の概要と判旨
- III 最高裁判決のとらえ方とその意義
- IV アスベスト関連疾患と労働法理
- V おわりに

I はじめに

（一）生活や労働の場から，一人で，あるいは少数で国家権力に立ちふさがり闘った「無告の民」（法的には，納税者・消費者であり主権者である）に対して，裁判における当事者（被告）としての国家は，過去においても，およそ「人の痛みを感じる国家」では全くなかったし，今日においても変わりはない。このことは，これまでの多くの訴訟事件と判決により事実として明らかになっている¹⁾。

本稿で対象とする「建設アスベスト訴訟」における多くの原告と国戦弁護団（国と戦う弁護団）の13年間にわたる裁判闘争は，国家権力を相手に闘った大きな成果としての一つの象徴的事件である²⁾。そのプロセスとして多くの法理論的意義のある裁判例の集積である。その成果は，国との和解，新たな立法，安全衛生関連法規の改正等，多くの成果として結実したことは特筆に値する。

以下，「建設アスベスト訴訟」（神奈川1陣）」最二小判令和3.5.17（判例タイムズ1487号106頁，労働判例1252号5頁，民集75巻4号1359頁）。以下，本

判決ともいう)を素材として、問題となる論点について検討する。その前に「建設アスベスト訴訟」について概観しておく。

(二) 建設アスベスト訴訟とこれまでの各高裁判決の内容

「建設アスベスト訴訟」は集団訴訟として、2008(平成20)年に首都圏(東京1.2陣・東京地裁, 神奈川1陣・横浜地裁)で約400人の原告が提訴し, その後, 北海道, 京都, 大阪, 九州で新たに提訴された。提訴した原告数は, 約1200人(被害者数は900人以上)に及ぶ。最初の判決が神奈川1陣・横浜地判(平成24.5.25 /2012年)であり, その後, 最近の東京2陣・東京地判(令和2.9.4 /2020年)に至るまで, 地裁, 高裁合わせて15件の判決が出されている。

これまでの判決の結論は, 国賠法事案における「労働者」の勝訴は, 前掲・横浜地判(平成24.5.25)を除き, 以降14判決の全てが認容となっている(14勝訴判決, 1敗訴判決)。

「一人親方等」の事案では, 最初の前掲・横浜地判(平成24・2012年)以降, 下記・東京高判①(平成29・2017年)までは, 全ての判決で一人親方が敗訴となっていた(8判決)。

一人親方の救済を初めて認めた判決が下記・東京高判②(平成30・2018年)であり, 以降, 高裁判決を含めて, 最近の前記・東京2陣・東京地判(令和2.2020年.9.4判例集未掲載)に至るまで, 全ての判決で一人親方の救済を認める判決となっている(7判決)。

そのうち, 高裁判決は, 下記の六判決である。この高裁判決のうち, 最高裁第一小法廷に係属したのは, 神奈川1陣訴訟, 東京1陣訴訟, 京都1陣訴訟, 大阪1陣訴訟の4つの事件の高裁判決(①②③④)である。これまで出されて上告された高裁判決は次の六判決である³⁾。

①神奈川建設アスベスト(神奈川1陣)事件・東京高判平成29・10・27(判タ1444号137頁), 東京建設アスベスト(東京1陣)事件・東京高判平成30・3・14(LEX/DB25560269), ③京都建設アスベスト訴訟(京都1陣)事件・大阪高

判平成30・8・31 (判時2404号4頁), ④大阪建設アスベスト訴訟 (大阪1陣) 事件・大阪高判平成30・9・20 (判時2404号240頁), ⑤九州建設アスベスト訴訟 (九州1陣) 事件・令和1.11.11 (裁判所WEB), ⑥神奈川建設アスベスト (神奈川2陣) 事件・東京高判令和2・8・28 (判時2468・2469号15頁) (以下, 高裁六判決は①～⑥判決とする。)

Ⅱ 事実の概要と判旨

1. 事実の概要

はじめにみたように, 「建設アスベスト訴訟」は, 建設現場でアスベスト (石綿) を吸ったことが原因で, アスベスト関連疾患に罹患した建設作業員 (労働者, 一人親方等) とその遺族が原告となり, 国と建材メーカーを被告とした損害賠償請求事件 (国を被告とした国賠法事案, 建材メーカーを被告とした不法行為事案) である。国と企業の双方が争い続けたことにより最初の提訴から13年目にして, ようやく最高裁の判断が示されることとなった。この最高裁判決によって「建設アスベスト訴訟」に関する法廷闘争は一応決着したことになる。

本判決の原審, 神奈川1陣訴訟 (前掲①判決) 「東京高判平29・10・27 (判タ1444号137頁) は, ①国賠法事案について, 「労働者」について国の賠償責任を認めたが, 大工や個人事業主である「一人親方等」については, 安衛法の保護対象としての労働者ではないとして国の損害賠償責任を認めなかった。②企業に対する不法行為事案については, 一部の建材メーカーの損害賠償責任を認めた。そこで, 双方が敗訴した部分について上告した事案である。

本判決における安衛法に係る①国賠法事案について, 「労働者」に対する責任論はこれまでの最高裁判例を踏襲したものであって特に問題とすべき点は少ない。以下において, これまでに最高裁が判断したことがない新たな見解を示した論点, 「一人親方等」についての判断に絞って検討対象とする。

安衛法の保護対象は, 労基法上の「労働者」に限定されるのか。労働者で

ない「一人親方等」も含まれるのか。この問題（安衛法の保護対象論，権利主体論）が，建設アスベスト訴訟における一つの大きな争点であった。労働法学においても本件訴訟が提起されるまでは，この問題について特に検討されることはなかった。

建設アスベスト訴訟控訴審の六判決の中で，この点を否定したのが原審（高裁①判決）であった。その後の高裁判決の中で，②判決が初めて「一人親方等」を安衛法の保護対象と認めて，安衛法の保護対象を否定した⑤判決を除いて，理由づけにニュアンスはあるが，③④⑥判決も保護対象と認めた。令和2（2020）年12月の最高裁決定において，高裁②判決について，既に国の上告不受理が決定されており，安衛法の保護対象には一人親方も含まれるという結論だけは出されていた。本件最高裁判決が出されることによって，その「理由」が示されることとなった。

2. 最高裁判決—安衛法と一人親方等の保護

（1）最高裁の安衛法の解釈

最高裁判決は，国の規制権限不行使の違法性についての判断枠組について，これまでの最高裁判例に依拠して提示する。最高裁判決もその判断枠組にそって，「労働者」に対する国の規制権限不行使による国賠法上の違法性を認め損害賠償を認めた。これまでの判断を踏襲する内容であり特に問題とすべき論点はない。

もう一つの論点，労働者でない「一人親方等」は，安衛法の保護対象となるのかについての判断は，これまでの各地裁判決，高裁判決の他，最高裁として初めて判断を示す問題である。

本件判決で最高裁が，「一人親方等も安衛法の保護対象となる」とする理由づけは，各高裁判決の理由づけと比べて，次のよう極めてシンプルである。

（ア）安衛法57条は，労働者に健康障害を生ずるおそれのある物（危険有害物）の譲渡等を行うものに対して，取り扱い上，具体的な表示義務を定めている。その趣旨は，健康障害を生ずるおそれのある物についてこれらを表示

することを義務付けることによって、その物を取り扱う者に健康障害が生ずることを防止しようとするところにある。

危険有害物を取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあることは、当該者が安衛法2条2号において定義された労働者に該当するか否かによって変わるものではない。

(イ) 安衛法57条による危険性の表示は、これを取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあるという物の危険性に着目した規制であり、その危険有害物にさらされる者は労働者に限られず、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨である。

(ウ) 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的(1条)としており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかである。

しかし、安衛法1条は、快適な職場環境の形成を促進することをも目的に掲げていることから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法57条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解せない。

(2) 判旨にみる二つの理由

判旨の理由づけは、次の2点にある。一つは、安衛法57条の健康障害を生じる物(アスベスト)の危険性揭示義務は、「物の危険性」に着目した規制であり、その「物を取り扱う者」の健康障害を防止する趣旨であり、「同じ場所」で働き、健康障害を生じる危険は、安衛法に定義(2条2号)された労働者に該当するか否かによって変わりはない。労働の場において危険有害物の規制、排除を行ない、健康障害防止することの保護対象に労働者か否かといった就業者の区別はないとの趣旨である。

もう一つは、安衛法の主たる目的(1条)が、労働者の保護(安全と健康の確保)にあるが、「快適な職場環境の形成」をも目的としていることから、安衛法57条が労働者以外の者を保護の対象外としているとは解されない。「快適な職場環境の形成」という就業場所の健康確保措置を講ずること

について、労働者か否かという就業者の区別はないとの趣旨である。

Ⅲ 最高裁判決のとらえ方とその意義

1. 本判決の意義

本判決は、安衛法上の労働者でない者（一人親方，個人事業主）に対しても、安衛法による保護対象となることを認めた。この点は、最高裁として安衛法の新たな解釈を示したものであり、今後の安衛法の法理論にとっても重要な意義を有するものである。

安衛法の保護対象は、労働者だけに限定されるものではないという判断は、安衛法の趣旨、目的を踏まえて各具体的な条文を解釈し、国の規制権限の行使とその効果等を総合的に考慮して、安衛法の保護対象（権利主体）は、労基法上の労働者に限定されないと結論付けたものである。念のために確認しておく、本判決は、一人親方等が、安衛法上の労働者であるとしたものではなく、労働者でないことを前提に論じていることは明らかである。

労働者でない一人親方等も、労働者と同じ場所で、同じ健康障害の危険に曝されることに変わりはない。危険性表示を義務づける安衛法の規定（57条）は、労働者でない一人親方等も保護対象としている規定である。安衛法における労働者の健康障害防止措置は、労働者以外の者にも適用される規定である。このように、本判決は、同じ労働場所で働き、同じように健康障害の危険にさらされる労働者以外の者も安衛法の保護対象となることを認めたものである。

以上の判旨は、同じく一人親方等について、安衛法の保護対象とするために理論的苦心を行った各高裁判決（②③④⑤⑥判決）の多様な論理と比べると、いずれの高裁判決理論と親和性があるのか不明であるが、法解釈論として極めてシンプルな理由づけであり論理である⁴⁾。

2. 安衛法の解釈（保護範囲）と国賠法上の保護範囲

（1）国の規制権限の根拠としての安衛法

本判決については、後にみるように多様な見方がある。筆者のように「安衛法の保護対象」についての「新たな解釈である」とみることに異論もある。その見方は、安衛法の新たな解釈をしたのではなく、国賠法の適用上、違法とした、すなわち、①国賠法の違法論を論じているだけである、というとらえ方である。高裁判決の中で、高裁⑤判決は、明らかに①のとらえ方（国賠法上の違法論に立脚して、正義・公平の観点から救済対象とした）である。

最高裁判決は、②「安衛法の保護対象」として、労働者と一人親方を同列に扱ったと解釈することには疑問とする見方もある。しかし、その意味内容は必ずしも明確ではない。本判決が、労働者と、そうでない一人親方等をどのように区別して保護対象とみているのか、判決から読み取ることができないからである。本判決は、既述のように、一人親方も労働者と同様に保護対象として等しくとらえているとみるほかない。

問題の基本にあるのは、①安衛法の保護対象と、②規制権限不行使の違法性の判断とは、元々切り離せない表裏一体のものであるのではないか。高裁⑤判決は、一人親方は安衛法の対象ではないとしつつも、建設現場における一人親方等の就労実体論（事実認識、労働者と契約形式のみの相違など）と、正義・公平論から一人親方を救済した。この高裁⑤判決のロジックを本判決が取らなかったことの意味はなにか。

その理由はとして考えられるのは、法理論として国の規制権限不行使について違法であるとするには、規制権限を付与する根拠法（本件事案では、「安衛法」）に依拠するのが、職務権限論であり、それは「判例法理」でもある。そうであれば、安衛法の保護対象と国賠法の保護範囲は、法理論的にも不可分・表裏一体のもので両者は切り離せない。もっとも、この不可分論については、後にみるように行政法学からも問題提起がある。

それゆえ、最高裁も各高裁判決とは異なる理由付けに苦慮しながら、高裁判決のような多様な理論的根拠を示すことなく、独自の安衛法の解釈を示さざるを得なかったものと思われる。これが本判決において、安衛法の趣旨、目的と具体的な条文（安衛法1条、22条、55条、57条、特化則等）に基づい

て、保護対象論，すなわち，労働者と労働者でない者（一人親方等）とを区別しつつも，両者を共に，安衛法による保護対象とする解釈について，総合的な判断を行ったことの法理論的意味である。

ところで，厚労省が急いで安衛法関連法令の改正作業を行うのは何故か。それは，最高裁判決による安衛法の新たな解釈，すなわち，労働者以外の保護対象（一人親方等）とすることに合わせた形で，安全衛生法関連の諸規則を改正する必要に迫られたからであろう。最高裁判決に基づいて，将来的にも，国の規制権限の違法を問われる（国賠法上の責任を追究される）ことのないように安衛法関係の根拠法令を速やかに，適時かつ適正に改正する必要があるからである。

（2）最高裁判決における安衛法解釈についての見方

本判決における「一人親方等」の救済法理について，その法解釈のロジックが，各高裁判決と比べて極めてシンプルであることから，本判決のみかたについてかなり異なる見方がある。本判決について学説における見方について，一人親方等の法解釈に限定して，その要点をみておきたい。

13年間に渡り「建設アスベスト訴訟」を担当した弁護団の見方として，最高裁本判決の解釈は，安衛法の目的（法1条。快適な職場環境を形成）や，個別的な規制（法55条，57条）が，「物」や「場所」についての規制であり，そこで危険や健康障害にさらされる者は同じく保護対象となるとした。安衛法の条文を実態（建設現場，仕事の内容，危険の同一性など）に合わせて柔軟に解釈したものである⁵⁾。安衛法23条は，事業主に対して，労働者の生命・安全確保ため必要な措置を講じる義務を課しているが，安衛法57条は，労働者のみに限定する趣旨ではないと「例文解釈」を行ったものである⁶⁾。

その他に労働法学からの次のような見方がある。同じ労働現場（場所）で，同じように生命・健康の危険（危険有害物質）にさらされる者は，一人親方等も労働者と平等に救済されるべきという視点に立ち，現行法の枠内で安衛法の解釈を行った⁷⁾。

最高裁の解釈は、一人親方を救済するために繰り広げた精いっぱい「ロジック」であり、本判決は、一般に、一人親方を安衛法の救済対象としたものといえず、判決の射程範囲は慎重に検討すべきとする⁸⁾。

法律ごとではなく、安衛法の各条文の趣旨から保護対象を検討するアプローチであるとみたうえで、同じ場で同じ危険有害物質にさらされるという判断について、労働者が不在で一人親方のみで仕事をしていた場合にも、本判決の論理は妥当するのか、いわゆる判決の射程距離について疑問とする⁹⁾。しかし、このような場合は建設現場で通常、生じるのが実態である。仮に一人親方だけの作業においても、本判決の論理は妥当するであろう。

安衛法の一部規定の適用対象（57条）を拡大したものであるが、安衛法の保護対象の拡大に関して、いわゆる「雇用類似労働者」の保護との関係で立法的措置を含めて検討すべきとする¹⁰⁾。安衛法57条の意義について、本条の制定の経緯等を戦前から検討して、最高裁判決の妥当なことを論じる¹¹⁾。

行政法学からの本判決のとらえ方として次の見方がある。本判決は、安衛法の規定（22条、57条）について、一人親方等を保護する規定であると端的に認めた。このことにより、安衛法の保護対象と国賠法の保護範囲という面倒な議論を免れている。しかし、法令に基づく権限行使の懈怠という枠に留まって、法令の趣旨を拡張解釈するには法治主義の観点からの危険もある¹²⁾。また、一人親方に対する国賠責任を認める論理（国賠法の保護範囲論等）について、個別法や法的仕組みにのみ着目し、そこに依拠している点で、なお検討課題もあるとする¹³⁾。

（3）法改正について—最高裁判決を受けた安衛法関連法令の改正—

厚労省は、労働政策審議会（安全衛生分科会）において、建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえ安全衛生法の省令改正を行うこととしている。その骨子は、次のようである。

本件最高裁判決を受け、危険有害作業の保護対象に一人親方ら個人事業者を追加する。事業者（発注者、注文者）に対し、密閉設備や局所排気装置な

どの使用に関する配慮義務を新たに規定する。作業方法の順守、保護具の使用を周知する義務も課す。

安全衛生法で定める事業者の保護措置の対象を、有害作業に従事する個人事業者、現場に出入りする全ての者（資材搬入業者など）に拡大する。

具体的な措置としては、有害物の発散抑制設備（密閉設備、局所排気装置など）、緊急時用設備、休憩室、作業衣の保管設備、洗浄設備などについては、個人事業者らにも設備を使用させる配慮義務を規定する。危険防止のための作業方法の順守、保護具の使用、作業終了時の汚染除去などについては、現場への掲示や書面交付、口頭などでの周知義務を定める。汚染場所の立ち入り禁止や事故発生時の退避、入退室管理などについても、個人事業者を措置対象に追加する。

厚労省は、まず現行安全衛生法の規定を前提として省令の改正作業を進め、最高裁判決に速やかに対応することにしたものである。法改正が必要な事項については、改めて検討する方針である。法改正が必要な部分を除いて、以上の点について新たな省令で明確化する。省令は意見募集を経て、本年度内の公布、令和4（2022）年度以降の施行を予定している¹⁴⁾。

以上のように今回、安衛法の省令改正措置が迅速にとられたのは、判例法理でもある本判決の趣旨に従うことを意味する。すなわち、主務大臣の安衛法に基づく規制権限は、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきである、と。

また、安衛法関連の省令改正とは別に、本判決の大きな意義として、アスベストによる健康被害を被った就労者の給付金支給に関する救済立法が成立した。国会で、本判決を受けて、議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、令和3（2021）年6月16日に公布された。一人当たり最高1300万円の給付金が支給されることとなったが、対象期間や対象業務に関して限定的なところがあり更なる検討が必要とされている¹⁴⁾。

さらに、大気汚染防止法が改正され、令和4（2022年）年4月1日より、一定規模以上の建築物などの解体、改造、補修工事を行う場合に、それを実施する施工業者にアスベスト使用の有無を調査してその結果について都道府県に報告する義務が課される。対象となる建築物は、工事対象面積（80平方メートル）及び請負金額（100万円）によるものとされている。石綿含有建材の有無にかかわらず、アスベストの使用の有無を調査し報告義務を課すもので、アスベストによる健康障害の防止のより徹底を図るものといえることができる。これらの新たな立法や建設作業におけるアスベスト防止措置等は、13年間に渡る「建設アスベスト訴訟」が大きく影響を及ぼしているといえることができる。

IV アスベスト関連疾患と労働法理論

建設アスベスト訴訟とその判決は、下級審判決も含めて、「アスベスト問題」として社会的に大きなインパクトを与え続けてきたし、被害の性格からしてこれからも問題は続くものとなろう。また、裁判を契機として、訴訟上も法理論として常に新たな問題を提起し続けてきた。

例えば、労災や損害賠償の問題に限らず、団交論、時効論、健康管理と使用者責任（安全配慮義務、安全保持義務）など、具体的な裁判において新たな困難な問題を提起しながら、当該問題の解決のために新たな理論を展開しつつその理論を定着させてきた。その中で、労働法上、今後とも問われる可能性のある問題のいくつかをみておきたい。

1. 安衛法と安全保持義務・安全配慮義務

(1) 安衛法の私法的効力論という問題

安衛法における事業主に対する各種の義務付けは、使用者の労働者に対する私法上の義務（労働契約上の義務、不法行為責任）について、労基法13条のような直律的・強行的効力がないことから、学説上、理論的な争いがある。安衛法は公法的規定であるから私法的効力がないとしてその効力を否定す

る、あるいは、労基法との接合・ドッキング規定（労基法42条、安衛法1条）から、直ちに私法上の効力を認める。いずれも理論的には成り立つであろうが、いずれの説にしてもなお検討の必要がある¹⁵⁾。例えば、私法的効力という場合の法的意味についても多様に使われており、いかなる意味での私法的効力論（契約上の義務か、不法行為上の義務か、履行請求権の有無）であるのか、これらの点を明確にした上で議論することが前提となろう。

この問題は、本件最高裁判決が、安衛法の解釈から一人親方も法の保護対象となるとして不法行為責任（国の国賠法上の責任と、企業の不法行為責任との二つの責任）を認めた論理は何か、ということでもある。本判決は、安衛法の目的、趣旨と各条文の沿革や趣旨に照らして総合的に判断しているが、単純な公法私法二分論に立っているわけではないことは明確であり、安衛法の各条文に照らして具体的に判断しているとみてよい。

安衛法が、事業主（使用者）に課している各義務について、その義務内容を具体的にみることによって、使用者の労働者に対する義務の内容を確定する解釈方法をとるべきであろう¹⁶⁾。そのことによって、使用者の義務及び労働者の権利がより具体的に明らかになると思われる。いくつかの安衛法の規定例、条文をあげながら問題をみることにしたい。

（2）安衛法における事業者・使用者の義務—その履行・違反についての責任

（一）安衛法は事業主に対し、労働者の心身の健康管理を目的とした様々な措置を義務付けている。そして、事業主が、これらの法定義務を履行すること罰則付きで強制している。事業主の義務違反に対する処罰とは別に、事業主の義務違反により労働者に心身の障害が生じた場合は、当然、民事上・私法上の義務違反も問われる。この責任追及は、判例法理にみるように、安全配慮義務違反あるいは不法行為責任が中心となる。

しかし、労働者の危険防止（安全確保）と健康障害防止（健康確保）については、事後的な責任追及だけでは、労災防止という安衛法、本来の目的が果たせず、法の存在意義が問われることになる。そこで安衛法を含めた多く

の労働法規は、労働者の生命・健康を守るために行政機関による法令順守・義務履行調査などの権限を付与し、労基署等は、その職務権限を行使している。

(二) 一方で、保護対象（権利主体）である労働者については、根源的な労働条件である安全・健康についての団体交渉、安全確保を目的とする就労拒否やストライキの実行などの行動を適法に行うことのできる法的仕組みを備えている。

さらに、より具体的にみると安衛法においては、労使からなる「安全衛生委員会」の設置を義務付けている（法17条以下）。安全衛生委員会は、当該職場における労災防止の具体的措置を労使でとり得る労使委員会である。このような重要な役割を担う安全衛生委員会の職場における活性化が無くしては、労災防止の実効性に欠けることになる。

安全衛生委員会の役割は、事前の労災防止という安衛法の目的達成に向けて、安衛法における事業主の義務履行を日々、監視し実行させることにある。委員会による監視、実行とは、安全衛生保持義務（安全配慮義務）についての法的な義務履行そのものである。

以上の確認をもとに、安衛法上の義務とそれが事業主に対してもつ法的意味について、いくつかの安衛法の規定と判例も踏まえながらみることにする。

(3) 安衛法と労働者に対する事業主の義務

(一) 具体的な安衛法の規定をみてみよう。安衛法は、病者の就業禁止（安衛法68条、則61条）、「じん肺法」は、健康管理区分が「要療養」と診断された場合の使用者の配転義務（じん肺法21条～22条の2）を規定する。また、安衛法は、ストレスチェック（66条の10、1項～6項）や、面接指導（66条の8、9）の結果を考慮して、深夜業務からの軽減・転換など規定している。これらの規定は、安衛法上の措置義務であるが、労働契約上の安全配慮義務（労契法5条）や不法行為責任（注意義務）との関係で使用者の民事上・私法上の責任が問われ、多くの判例の集積もある。

労働者に対して、医師によるストレスチェック及び面接指導を行うのは、過重労働などを原因とする労働者の心身の不調を早期に見つけ、過労死等を防止するために事業者の労働者に対する必要な措置を義務づけることにある。産業医等による労働者に対する面接指導とその後における事業主の具体的な事後措置義務が課される。

事業主に課される措置義務の具体的な内容は、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、医者の意見を安全衛生委員会、労働時間等設定改善委員への報告等の適切な措置を講じなければならないとされている（法66条の10、6項）。

(二) これらの安衛法上の義務を怠った場合に刑罰法規を課されるという点では、事業主に対する公法上の取締規定である。安衛法上の義務違反によって労働者や一人親方等が労働災害（傷病死）に遭った場合に、通常、労災認定の他に、使用者の安全配慮義務や不法行為責任という民事上責任が認められる。この責任を否定されるケースは、事業主に義務違反や過失が認められない場合に限られる。事業主に対する民事責任の判断において、安衛法の性格論、私法的効力論という一般的な議論を持ち出す必要性は、あまりない。これは安衛法違反と民事責任との関係について、判例のとの解釈方法とみることができる。安衛法における罰則を背景とした事業主に対する義務付け規定は、「安全衛生保持義務」として、判例法理における使用者、請負人等の「安全配慮義務」の内容を形成するものととらえることができるからである。

(三) 安衛法における罰則付きの危害防止基準は、労基法と同じように、労働・就業条件の最低基準である。したがって事業者が安衛法に基づく危害防止基準を尽くしたからといって、必ずしも労働契約上の安全配慮義務を果たしたことになる。安衛法上の刑事責任を免れても、安全配慮義務違反や不法行為による損害賠償責任を負う場合もある。

判例もこのことを前提にして、企業の安衛法違反行為と安全配慮義務、不法行為責任との関係を判断している。安衛法に違反する行為が直ちに民事上

の責任を生じさせるものではないが、安衛法の労災防止のコアの部分である刑罰付きの危害防止基準に違反する行為があれば、民事責任の肯定に結びつく傾向にある。一般に、安衛法の危害防止基準は、安全配慮義務の内容あるいは不法行為上の注意義務となる、と法理論としてもとらえることができる¹⁷⁾。

以上の点は、判例においてもみることができる。安衛法の事業主に対する義務付けを体系的にあるいは個別条文ごとにとらえたうえで、当該事案における具体的事情に照らして、事業主の安全配慮義務違反の有無を判断している。結論は必ずしも義務違反を肯定したものでないものもあるが、判例として、「長崎新聞社事件」長崎地判平成16.9.27（判時1888号147頁）、「山田製作所（うつ病自殺）事件」福岡高判平成19.10.25（労判955号59頁）、「みずほトラストシステム事件」東京高判平成20.10.30（労判969号20頁）、「山崎工業事件」静岡地裁沼津支判令和2.2.25（労判1224号94頁）などがある¹⁸⁾。

2. アスベストによる健康障害と健康管理手帳及び健康管理区分

(一) アスベスト関連連疾患（肺がん、中皮腫等）は、り患した就労者にとって重度の健康障害（遅発性、重篤性、不可逆性）をもたらし、発病まで50年と長期に及ぶことがある。このことから安衛法において、健康管理について特別な配慮することを義務付けている。

アスベストなど危険有害物質を扱う業務に従事している労働者については、事業主は、り患の早期発見のために「特殊健康診断」（法66条2項）を行う義務がある。その結果、有所見となったら「配置転換」を行うなど当該業務から離れさせる義務がある。そして、配置転換後も企業に対し、労働者の作業転換後も検診を義務付けている（法66条2項後段）。

さらに、当該企業を離職（解雇、辞職、倒産、定年等を問わない）した後も、政府が健康管理手帳を交付し、その費用で健康診断を行うこととしている（法67条）。

このように、アスベスト関連疾患に、り患している労働者及び就労者の健

健康管理については、当該企業との労働契約関係の有無と関係なく、国・政府の責任で行うこととされているのである。このような安衛法における、アスベスト被害による健康診断・健康管理システムについて、「法律的に首尾一貫した美しい姿をとっている」¹⁹⁾、との見方には納得できるものがある。

以上の安衛法の健康管理システムも、「建設アスベスト訴訟」における安衛法の解釈について、労働者性や労働契約関係の有無だけでは、労働の場における就労者の危険有害物からの保護（安全と健康確保）確保しがたいものがあることを示すものと言えよう。

(二) 健康管理手帳には、アスベストやその他の「粉じん」による疾病状態の進行度が記されることになっている。健康管理手帳による疾病の進行度により健康管理が行われることについては、以上にみたとおりである。

疾病り患者の病状を医学的に客観的に示したものが「健康管理区分」（じん肺法4条, 12条以下）であり、したがって、この健康管理区分は、本来、医学的健康管理を行う目的に作成されている。しかしながらこの健康管理区分は、これまで労災裁判において必要な多様な意義と機能を有するものとして用いられてきたことを、ここで確認しておきたい²⁰⁾。

これまで裁判例において、じん肺法に基づく「じん肺管理区分」の持つ意味は、(1) 損害賠償額の基準、(2) 時効論（時効の起算点）、(3) 労災認定、そのほか多くの法理論的問題を提起してきたし、(4) 新たな問題も裁判事件となっている。

(1) 「じん肺症」の管理区分の重症度（管理2, 3, 4）ごとに、そして「死亡」した場合は別途に損害額（慰謝料）を算定するのは確定した判例となっている（「長崎じん肺訴訟」最三小判平成6.6.22民集48巻2号441頁、「筑豊じん肺訴訟」最三小判平成16.4.27民集58巻4号1032頁）。本件「建設アスベスト訴訟」の本判決における損害賠償額の認定も同様である。

(2) 時効の起算点については、「生存患者」として、「最も重い行政決定・管理区分」を受けたときは、管理2から管理4までのいずれかの提訴時点で「10年」という時効の起算点が決まる（前掲「長崎じん肺訴訟」判決）。そし

て、患者が「死亡」したときは、別途の損害とみて、死亡時から10年以内に提訴できる（前掲「筑豊じん肺訴訟」判決）。

(3) 管理区分は「労災認定」にも用いられ、じん肺管理区分が「管理4」又は「管理2」以上で合併症に罹っている者から、労災保険給付の請求があったときは、管理区分決定の根拠となった「健康診断を行った日」に、「じん肺症を発病したしたもののみなし」で、労災認定が行われる（平成15.1.20基発6120003号）。(4) 遺族は、死亡した労働者の管理区分決定について争うことができるのかという新たな問題についても、これを肯定する判例がある（「じん肺管理区分決定処分取消等請求（福岡労働局長）事件」最一小判平成29.4.6最高裁HP、LEX/DB25448584）。

V おわりに

(一) 「建設アスベスト訴訟」は、筆者が教えているある医科系大学での講義と研究とに大きなインパクトを与えるものであった。大学での講義内容は、主に、安衛法を中心とした「労働衛生法規」である。これまでの研究において、安衛法の保護対象は労働者である、ということをも自明のこととしていたのが労働法学であり、筆者もそのことに特に疑問を持つこともなかった。このような中、「建設アスベスト訴訟」の高裁②判決（東京建設アスベスト（東京1陣）事件・東京高判平成30・3・14）が出されたことは衝撃であった。安衛法の解釈について、歴史的沿革的な理由づけを行って判断し結論を出しているからである。このような安衛法の解釈はこれまで無かったし、労働法学においても問題とされることも無かったからである²¹⁾。この高裁②判決を基にした講義では、最高裁判決が出されたら検討しようと言ってから約4年経って、最高裁判決が出されることとなった。最終講義において最高裁判決を基にして安衛法の新しい解釈を行うことができた。

(二) 労働者が、仕事が終わってから、アスベスト汚染された衣服を着替えて、アスベスト「粉じん」を身体から洗い流すために、職場に設置された入浴施設において洗身・入浴した後に、市民生活に復帰する。今日では当然と

もいえる、この使用者の安全配慮義務の履行というべき行為は、判例では認められていなかった（労働時間概念についての「三菱長崎造船所事件」長崎地判平成元2.10労判534号10頁）。この労働時間概念の地裁判決は、最高裁でも支持された。それから約30年を経ての高裁②判決である。安衛法の保護対象は労働者だけではなく、一人親方等も含むとした最初の高裁判決である高裁②判決は、後に続く高裁判決の先鞭となり、今回の最高裁判決でも支持された。また、高裁②判決と、労働時間判決の長崎地判の裁判官が同じであることにも、働くものに対する安全と健康の確保について、時代と共に人権意識の進展をみることができるのである。

註

- 1) 鎌田慧『この国の奥深く 法を撃つ人びと』（1986年、日本評論社）、柳田邦男『人の痛みを感じる国家』（2007年、新潮社）は、国家や大企業と闘った個々人の裁判闘争のリアルな記録である。
- 2) 建設アスベスト訴訟弁護団による最高裁判決の評価について、小林邦子・村松昭夫・鎌田幸夫・谷真介「建設アスベスト訴訟と今後の課題」労働法律旬報1993号（2021.10）18頁。水口洋介「建設アスベスト最高裁判決勝利判決と建設石綿被害給付金法の成立」労働者の権利341号（2021号）70頁以下。
- 3) 柳澤旭「労働安全衛生法の保護対象と国賠法の保護範囲—『建設アスベスト訴訟』（神奈川1陣訴訟）最小判令和3.5.17（最高裁WEB）を対象として—」山口経済学雑誌70巻1・2号（2021年）91頁以下で検討した。
- 4) 柳澤・前掲山口経済学雑誌70巻1・2号106頁以下。
- 5) 小林邦子・村松昭夫・鎌田幸夫・谷真介「建設アスベスト訴訟と今後の課題」労働法律旬報1993号（2021）18頁以下、本誌では、13年間に及ぶ判例の展開、内容等について詳細な図解とともに掲載されている。
- 6) 水口洋介「建設アスベスト最高裁判決勝利判決と建設石綿被害者救済法の成立」労働者の権利341号（2021年）70頁。

- 7) 春田吉備彦「建設作業に従事する一人親方等の石綿関連疾患につき、安衛法上の規制権限不行使の国家賠償責任を肯定した事例」新・判例Watch労働法No. 113 (2021年)4頁。
- 8) 小西啓文「一人親方等への安衛法に基づく労働大臣の規制権限の不行使と国家賠償法上の違法性」労働法学研究会報No. 2752 (2021年)12頁, 同「本判決解説」労働判例1252号9頁。
- 9) 小西康之「労働者でない建設業者との関係における規制権限不行使の国賠法上の違法性」ジュリスト1560号 (2021年)4頁, 北岡大介「一人親方等の建設アスベスト作業と権限不行使を理由とした国家賠償責任」法律時報13巻13号 (2021年)269頁。
- 10) 鎌田耕一「一人親方等の労働安全衛生法に基づく国の規制権限の違法性」季刊労働法274号 (2021年)242頁。
- 11) 小畑史子「労働安全衛生法57条の規制権限不行使に関する一人親方による国家賠償請求」論究ジュリスト37号 (2021年)38頁以下。ただし、小畑は、本条から一人親方が元受会社や注文者に対して直接に私法的請求ができないとする。
- 12) 島村健「建設アスベスト訴訟上告審判決の意義—行政法の観点から」論究ジュリスト37号 (2021年)179頁以下。
- 13) 下山憲治「建設アスベスト訴訟最高裁判決と国の責任論」法律時報93巻11号 (2021年)63頁。
- 14) 厚労省ホームページ
- 15) この問題について、柳澤旭「労働災害の法理—労災防止と労災補償—」良永・柳澤編：荒木米寿記念論集『労働関係と社会保障法』(法律文化社, 2013年)90頁以下, とくに98頁以下参照。
- 16) 安衛法のいわゆる「私法的効力」論について、労基法13条のような明文の規定が無いことから学説上見解が分かれている。野田は、安衛法の「当該の規定の趣旨に照らして解釈するしかない」とする。この見解は、労働者と一人親方という対象の違いはあるものの、「建設アスベスト訴訟」の本判決と同じような解釈方法であるとみることができよう。野田進『事例・判例 労働法 (第2版)』(2013年, 成文堂)318頁。
- 17) この問題について、柳澤・前掲・荒木米寿祝賀論集90頁以下。
- 18) 安西愈「精神疾患の労災認定と企業の安全配慮義務—メンタルヘルスの法律問題52回」

『季刊 ろうさい』 Vol.52 (2022年) 24頁以下, 「山崎工業事件」について, 阿部理香「労働者の不安全行動に基づく解雇の有効性および安全配慮義務違反の有無」やまぐちの労働2022年4月号4頁。

- 19) 島中信夫『労働安全衛生法のはなし』(中災防ブックス, 2019年) 322頁。
- 20) じん肺管理区分の法理論的意義と機能について, 柳澤旭「職業病としての『じん肺管理区分』の法的意義」山口経済学雑誌66巻1・2号(2017年) 109頁, 同「職業病と労災補償・損害賠償における『じん肺管理区分』の意味・機能」同誌64巻5号(2016年) 101頁以下, じん肺訴訟における損害賠償請求の時効について, 同「安全配慮義務違反・規制権限不行使と損害賠償法理における消滅時効—国(じん肺・北海道)事件(平成22.3.26)を検討対象として—」同誌59巻6号(2011年) 75頁以下。時効・除斥期間の起算点について, 人権救済の視点から正義・公平の法理を用いて解釈した注目すべき判決が出された。旧優生保護法による強制不妊について国の賠償責任を認めた, 大阪高裁令和4(2022)年2月22日判決, 東京高判3月11日判決(朝日新聞2022.2.23/3.12)。
- 21) 柳澤旭「労働条件基準・労災防止としての労働安全衛生法—『建設アスベスト訴訟』にみる国家規制の法理」労働法律旬報1930号(2019年) 25頁以下。

(本稿の作成にあたり文献・判例等について, 洪田美羽・弘前大学助教にお世話になりましたことを記して感謝いたします。)

* 李海峯教授の経済学部定年退職をお祝いするとともに, これからの御活躍を祈念します。李先生は, 本誌58巻5号(2010年3月), 筆者の退職記念号に寄稿いただきました。大学院東アジア研究科で博士号を取得した, 余貴忠・貴州大学法学部教授との中国語による共著でした。また, この号には, 袁麗暉准教授の論稿を含めて3人の中国の研究者の寄稿があります。ここに, 改めて感謝の意を込めて李先生の退職記念号に寄稿しました。

<追記>

1941年10月、ナチス・ヒトラーは、キエフを含めウクライナを制圧し、12月、アメリカが参戦して第二次世界大戦が始まった。2022年2月24日、ロシア・プーチンは、ウクライナへの侵略戦争を開始して、多数のウクライナ市民が犠牲となっている。核を含む新たな世界大戦の危機は、ヒトラーのウクライナ攻撃から81年目にして、プーチンのウクライナ侵略によって現実味を帯びている。一人の独裁者と戦争について、次の2冊の新書は示唆に富む。ウルリヒ・ヘルベルト（小野寺卓也・訳）『第三帝国 ある独裁の歴史』（2021年、角川新書）、蔭山宏『カール・シュミット ナチスと例外状況の政治学』（2020年、中公新書）。